

〈小規模多機能型居宅介護〉

【令和7年4月1日現在】

事業所名	社会福祉法人眉丈会 小規模多機能唐戸山ホーム		
事業の種類	小規模多機能型居宅介護	介護保険事業所番号	第179070023号(羽咋市指定)
事業所の所在地	〒925-0053 石川県羽咋市南中央町キ154番地13 地域ケアセンター唐戸山内		
事業所連絡先	0767-22-2828	管理者	堀田 和美
運営方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービスを柱に、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。		
サービス内容	通いサービス、宿泊サービスと訪問サービス		
登録定員及び利用定員	登録定員：18名 利用サービス定員／通いサービス：9名以内、宿泊サービス：8名以内		
通常の送迎の実施地域	羽咋市：羽咋生活圈域(羽咋中学校区)		
従業者の職種、員数	管理者：1名(兼務)、計画作成者：1名以上(兼務)、看護職員1名(専任)、介護職員5.6名以上 ※常勤換算人数		
事故発生時及び緊急時の対応について	① 小規模多機能ケアの提供により事故が発生した場合は、別に定める事故対策規程に基づき適切に対応します。 また、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② 小規模多機能ケアの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに当該利用者の家族及び主治医又は協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。 ③ 当施設において、事業者の責任により、ご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。		
協力医療機関及び協力歯科医療機関バックアップ施設	☐ 協力医療機関／池野病院 診療科目：内科、整形外科、診察室 所在地：石川県羽咋市南中央町ユ3 ☐ 協力歯科医療機関／鈴木歯科医院 診療科目：歯科 所在地：石川県羽咋市南中央町ユ72-1 ☐ バックアップ施設／眉丈園 施設種類：特別養護老人ホーム 所在地：石川県羽咋市の場町稲荷山出口26-2		
苦情相談窓口	窓口：唐戸山ホーム苦情解決委員会 担当者：ホーム長 堀田 和美 介護主任 安達 紗希 連絡先：TEL／0767-22-2828 FAX／0767-22-2228		
第三者評価の実施状況	当事業所では、石川県福祉サービス第三者評価を受審していません。		
利用料	介護サービス 《介護報酬負担分》 ☐ 1ヶ月毎の包括費用(定額)の利用料金 要介護1：10,458円 要介護2：15,370円 要介護3：22,359円 要介護4：24,677円 要介護5：27,209円 ☐ 初期加算(1日)：30円 ☐ 小規模事業所加算：所定単位数の10%上乘せ ☐ サービス提供体制強化加算Ⅰ(1ヶ月)：750円 ☐ 認知症加算Ⅲ(1ヶ月)：760円 ☐ 認知症加算Ⅳ(1ヶ月)：460円 ☐ 総合ケアマネジメント加算(1ヶ月)：1,200円 ☐ 訪問体制強化加算(1ヶ月)：1,000円 ☐ 看護職員配置加算(1ヶ月)：700円 ☐ 介護職員処遇改善加算：所定単位の14.9% ※利用料金の負担割合については、介護保険負担割合証の通りとなります。 介護予防サービス 《介護報酬負担分》 ☐ 1ヶ月毎の包括費用(定額)の利用料金 要支援1：3,450円 要支援2：6,972円 ☐ 初期加算(1日)：30円 ☐ 小規模事業所加算：所定単位数の10%上乘せ ☐ サービス提供体制強化加算Ⅰ(1ヶ月)：750円 ☐ 介護職員処遇改善加算：所定単位の14.9% ※利用料金の負担割合については、介護保険負担割合証の通りとなります。 《自己負担分》 ☐ 食事代：朝食：253円 / 夕食：514円 昼食(おやつ代含む)：563円 ☐ 宿泊費(1泊)：2,300円		
その他の費用	①おむつ代：実費相当 ②アクティビティ活動費：材料費等の実費 ③その他利用者が希望する特別な経費や必要と判断される経費：実費 ④通常事業の実施地域以外のご利用者に対する送迎費・交通費1回：2,000円(送迎費片道)		
サービス利用にあたっての留意事項	(1) 利用前に見学、体験やパンフレット、重要事項説明書等の配布で相談に対応します。 (2) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。複写させていただくことがあります。 (3) 危険物等(銃・刀剣類)原則として持ち込むことはできません。 (4) 事業所内の設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したことにより破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。 (5) 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 (6) 所持金品は、基本的に自己の責任で管理してください。 (7) ホーム内で職員や外の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。 (8) ホーム内の指定された場所以外での喫煙はできません。		